（注）　元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用用排水施設につき国が法第八十七条の五第一項の規定により行う同項各号に掲げる土地改良事業（以下「復旧事業等」という。）を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該復旧事業等）及び当該農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。

二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）

（注）　この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日とする。

（昭和五十二年農林省告示第九百三十一号の一部改正）

第三条　昭和五十二年農林省告示第九百三十一号（土地改良法施行令第五十条第十六項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正前	改正後
土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十六項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同令第五十条第十七項に規定する土地改良事業について同条第一項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代わるべき地積を次のように定める。	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十七項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同令第五十条第十七項に規定する土地改良事業について同条第一項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代わるべき地積を次のように定める。
（略）	（略）

（昭和五十四年農林水産省告示第千二百一号の一部改正）

第四条　昭和五十四年農林水産省告示第千二百一号（土地改良法施行令第五十条第十五項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正前	改正後
土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十六項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同令第五十条第十六項に規定する地域において行う土地改良事業について、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地積に代わるべき地積を同表の下欄のように定める。	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十五項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同令第五十条第十五項に規定する地域において行う土地改良事業について、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地積に代わるべき地積を同表の下欄のように定める。
（略）	（略）

（注）　元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用用排水施設につき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該災害復旧等）及び当該農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。

二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）

（注）　この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日とする。

（昭和五十二年農林省告示第九百三十一号の一部改正）

第三条　昭和五十二年農林省告示第九百三十一号（土地改良法施行令第五十条第十六項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正前	改正後
土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十六項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同令第五十条第十七項に規定する土地改良事業について同条第一項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代わるべき地積を次のように定める。	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十七項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同令第五十条第十七項に規定する土地改良事業について同条第一項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代わるべき地積を次のように定める。
（略）	（略）

（昭和五十四年農林水産省告示第千二百一号の一部改正）

第四条　昭和五十四年農林水産省告示第千二百一号（土地改良法施行令第五十条第十五項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正前	改正後
土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十五項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同令第五十条第十五項に規定する地域において行う土地改良事業について、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地積に代わるべき地積を同表の下欄のように定める。	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十六項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同令第五十条第十六項に規定する地域において行う土地改良事業について、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地積に代わるべき地積を同表の下欄のように定める。
（略）	（略）